

- 1 議案名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 徳島県立徳島商業高等学校の学科再編に伴い、徳島県立学校規則について所要の改正を行う必要がある。
- 3 関係法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和三十一年法律第百六十二号)  
高等学校設置基準  
(平成十六年文部科学省令第二十号)  
徳島県立学校設置条例  
(昭和三十九年徳島県条例第五十五号)

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育創生課</p>
	<p>担当者名 峯 正 哉</p>
	<p>電話番号 三 一 五 四</p>
<p>提案理由 徳島県立徳島商業高等学校の学科再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立徳島商業高等学校に新たにビジネス探究科及びビジネス創造科を設置することとした。 二 徳島県立徳島商業高等学校に設置されている情報処理科、会計情報科及び商業科を廃止することとした。 三 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、二については、令和五年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号） 高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号） 徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県立学校規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県立徳島商業高等学校の項中

商 業	情報処理科
	会計情報科
	商業科

を

商 業	情報
	会
商 ビ ジ	商
	ビ

報 処 理 科
計 情 報 科
業 科
ジネス探究科
ジネス創造科

に改める。

第二条 徳島県立学校規則の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県立徳島商業高等学校の項中

商 業	情報処理科
	会計情報科
	商業科
	ビジネス探究科
	ビジネス創造科

を

商 業	ビ
	ジ

ジネス探究科
ジネス創造科

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号） 新旧対照表（第一条関係）

改正案			現行		
別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程			別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程		
学校名	学科及び類名	所在地	学校名	学科及び類名	所在地
(略)			(略)		
徳島県立 徳島商業 高等学校	業 商 業 科 情報処理科 会計情報科 ビジネス探究科 ビジネス創造科	徳島市城東町一丁目	徳島県立 徳島商業 高等学校	業 商 業 科 情報処理科 会計情報科 商業科 (新設) (新設)	徳島市城東町一丁目
(略)			(略)		

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号） 新旧対照表（第二条関係）

改正案			現行		
別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程			別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程		
学校名	学科及び類名	所在地	学校名	学科及び類名	所在地
(略)			(略)		
徳島県立 徳島商業 高等学校	業 商 業 科 (削除) (削除) (削除) ビジネス探究科 ビジネス創造科	徳島市城東町一丁目	徳島県立 徳島商業 高等学校	業 商 業 科 情報処理科 会計情報科 商業科 ビジネス探究科 ビジネス創造科	徳島市城東町一丁目
(略)			(略)		

# 徳島県立学校規則の一部改正について

教育創生課

## 1 改正の理由

近年急速する経済のグローバル化の進展，I o T・ビッグデータ・A Iなどの技術革新による産業構造の変化，インバウンド新時代の到来を踏まえるとともに，本県への「消費者庁新未来創造戦略本部」設置を契機としたビジネスの視点から捉えた徳島ならではの消費者教育の深化を図ることにより，SDGsが示す持続可能な社会づくりの担い手となり，ビジネスに関する実践力を備えた徳島の未来を担う人財の育成を目指すため，徳島県立徳島商業高等学校の商業に関する学科の再編を行うこととしている。

このことに伴い，同校の学科を定める規定について所要の改正を行う必要がある。

## 2 改正の概要

① 徳島県立徳島商業高等学校に新たに「ビジネス探究科」及び「ビジネス創造科」を設置する。（第1条関係）

② 徳島県立徳島商業高等学校に設置されている「情報処理科」，「会計情報科」及び「商業科」を廃止する。（第2条関係）

※令和3年度に2年生である生徒の卒業後に廃止する。

<学科再編（新設の学科については，令和3年度入学生より適用）>

【現 行】		【再編後】令和3年度		
商 業	情報処理科	商 業	情報処理科	2，3年生
	会計情報科		会計情報科	
	商業科		商業科	
			ビジネス探究科	1年生
			ビジネス創造科	

## 3 施行期日

令和3年4月1日

ただし，2の②については，令和5年4月1日